

第 8 6 号議案

蒲郡市火災予防条例の一部改正について

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消防法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第31条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。